

陸上移動局 FD-LTE Band3 に関して

平成 30 年 1 月 25 日の官報(号外第 15 号)により、陸上移動局

FD-LTE Band3 の使用可能周波数帯が以下のように改正されました。

改正前 : 1744.9~1784.9MHz

改正後 : 1710.0~1785.0MHz

該当する特定無線設備

| 証明規則 | 省令記号 | 名称 |
|--------------------------|------|------------------------------------------|
| 第 2 条第 1 項第 11 号の 19 | HUA | SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局 |
| 第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2 | PSA | SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局 (NB-IoT) |
| 第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3 | QSA | SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局 (eMTC) |

「施行期日」

- 1 この省令は、公布の日から施行する

「経過措置」

- 2 省令施行前に免許もしくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備は、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 省令施行前に受けている工事設計認証は、施行後も引き続き効力を有する。
- 4 省令施行時に依頼を受けている工事設計認証の審査は、従前の例による。
- 5 4 の審査により受けた工事設計認証は、施行後も引き続き効力を有する。
- 6 効力を有するとされた 1744.9~1784.9MHz の周波数を送信する陸上移動局の無線設備の工事設計認証については、当該工事設計に変更がない限りにおいて、改正後の 1710.0~1785.0MHz の周波数を送信する陸上移動局の無線設備（同一の電波の型式、空中線電力）の条件に適合するものとして、工事設計認証を受けたものとみなす。

陸上移動局の今後の認証の取り扱いについて

2018年1月25日以降、FD-LTE Band3の周波数を含む工事設計認証は下記のとおりとなります。

- 認証を受けている特定無線設備
経過措置 第3項に該当し、第6項（みなし規定）の適用対象となります。
- 認証を受けている特定無線設備に何らかの変更の工事を行う場合
追加の特性試験を実施し、周波数拡張後の周波数範囲で認証を行います。
- 新規認証の申込
改正後の規定で審査及び認証を行います。

Q&A

- Q1**：既に工事設計認証を受けている特定無線設備に対し、改正後に変更の工事を行う場合、認証番号は変更されますか？
- A1**：変更内容がICCJの「同一認証番号とする場合のガイドライン」に該当する事例であれば、同一認証番号で発番することが可能です。
- Q2**：施行前に認証申込を行い、施行後に認証を行う場合、改正前又は改正後どちらの規定で認証されますか？
- A2**：2018年1月24日までに認証申込を行っており、認証日が2018年1月25日以降となる場合、経過措置 第4項に該当し、第6項（みなし規定）の適用対象とすることが可能です。
*認証日が2018年1月25日以降となる場合、改正後の規定で審査及び認証を行うことは可能です。

上記及び**基地局**の運用についての詳細は下記営業部までお問い合わせください。

お問合せ先：
株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部
078-940-0377（代表） / 078-940-0378（FAX）
E-mail：sch_rf@dspr.co.jp